

別表七(一) 「欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、次に掲げる場合に使用します。

- イ 法人が、当期に欠損金額を生じた場合（青色申告書を提出している場合に限り。）又は青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金額（以下「青色欠損金額」といいます。）のうち、当期首前9年以内に生じたもの（平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じたものに限り。）について法第57条《青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し》の規定の適用を受ける場合
- ロ 法人が、当期の欠損金額のうちに、棚卸資産、固定資産又は令第114条《固定資産に準ずる繰延資産》に規定する繰延資産について災害による損失の金額（以下「災害損失金」といいます。）があるときに、当該災害損失金につき翌期以後に法第58条《青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し》の規定による繰越控除制度の適用を受けようとする場合又は当期首前9年以内に生じた災害損失金（平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じたものに限り。）について同条の規定の適用を受ける場合
- ハ 当期首前7年以内に生じた青色欠損金額（平成20年4月1日前に終了した事業年度において生じたものに限り。）について平成23年12月改正前の法第57条《青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し》の規定の適用を受ける場合
- ニ 当期首前7年以内に生じた災害損失金（平成20年4月1日前に終了した事業年度において生じたものに限り。）について平成23年12月改正前の法第58条《青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し》の規定の適用を受ける場合

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「 所得金額控除限度額 (1) × $\frac{80 \text{ 又は } 100}{100}$ 2」	次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 次の①から⑤までに掲げる法人 (1) × $\frac{\del{80 \text{ 又は } 100}}{100}$ ① 法第57条第11項各号又は第58条第6項各号に掲げる法人 ② 措置法第67条の14第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的会社 ③ 措置法第67条の15第1項第1号に掲げる要件を満たす同条第2項に規定する投資法人 ④ 措置法第68条の3の2第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的信託に係る受託法人 ⑤ 措置法第68条の3の3第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定投資信託に係る受託法人 (2) 上記(1)以外の法人 イ 当期が平成23年12月改正法附則第14条第2項《青色	措置法第67条の14第1項《特定目的会社に係る課税の特例》に規定する特定目的会社、同法第67条の15第2項《投資法人に係る課税の特例》に規定する投資法人、同法第68条の3の2第1項《特定目的信託に係る受託法人の課税の特例》に規定する特定目的信託に係る受託法人（法第4条の7《受託法人等に関するこの法律の適用》に規定する受託法人をいいます。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越しに関する経過措置》の規定の適用を受ける場合における平成24年4月1日以後最初に開始する事業年度から同項各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める日の属する事業年度までの各事業年度である場合 (1) × $\frac{80 \text{ 又は } 100}{100}$ ロ 当期が上記イ以外の事業年度である場合 (1) × $\frac{80 \text{ 又は } 100}{100}$	以下同じです。) 及び措置法第68条の3の3第1項《特定投資信託に係る受託法人の課税の特例》に規定する特定投資信託に係る受託法人は①の法人から除きます。
「控除未済欠損金額3」	(1) 上記「1 この明細書の用途」のイ又はロの欠損金額のうち、当期首前9年以内に開始した事業年度に生じたもの(欠損金額としてみなされた金額を含みます。)で、過去に繰越控除又は繰戻しを受けなかった金額(前期分のこの明細書の「翌期繰越額」)を古い事業年度の分から順次記載します。 (2) 当期が、法第57条第2項の適格合併若しくは法人との間に完全支配関係がある他の内国法人の残余財産の確定若しくは第4項の適格合併等若しくは第58条第2項の適格合併若しくは法人との間に完全支配関係がある他の内国法人の残余財産の確定を行った事業年度である場合には、別表七(一)付表一「3」の金額を記載します。 (3) 当期が法第57条第6項に規定する承認の取消し等の場合の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度である場合(②に該当する場合を除きます。)には、同項の規定により法人の欠損金額とみなされる法第81条の9第6項(連結欠損金の繰越し)に規定する連結欠損金個別帰属額を記載します。 (4) 当期前の各事業年度において生じた欠損金額(欠損金額とみなされたものを含みます。)のうち、法第57条第9項若しくは第58条第4項の規定によりないものとされる欠損金額及び当該法人が法第57条の2第1項《特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用》に規定する欠損等法人である場合における同項に規定する適用事業年度前の各事業年度において生じた同項に規定する欠損金額は、記載しません。 (5) 当期において法第59条第1項又は第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限ります。)《会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入》の規定の適用を受けた場合には、別表七(二)「27」の金額を記載します。	上記「1 この明細書の用途」のハ又はニの欠損金額も、同様に記載します。
「当期控除額4」	古い事業年度の分から順次補填するものとしてその控除できる金額を記載します。	

欄		記 載 要 領	注 意 事 項															
「当期分」の各欄	各欄共通	当期の別表四の「所得金額又は欠損金額 48」の「総額①」に欠損金額の記載がある場合に、その欠損金額を「当期分」の「欠損金額」に記載するとともに、その内訳を「同上のうち」の各欄に記載します。 なお、「災害損失金」は、当期が青色申告書を提出することができない事業年度であり、かつ、その欠損金額のうちに災害による損失がある場合に、この表の「繰越控除の対象となる損失の額 13」の金額を移記します。	この申告が仮決算による中間申告である場合には、「翌期繰越額 5」の記載は必要ありません。															
	「欠損金の繰戻し額」	「青色欠損金」のうち法第 80 条《欠損金の繰戻しによる還付》の規定の適用を受ける場合にその適用を受ける金額を記載します。	措置法第 66 条の 13 第 1 項各号《中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用》に掲げる法人以外の法人にあっては、当期が平成 4 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に終了する事業年度である場合には、解散（適格合併による解散を除きます。）、事業の全部の譲渡などの特別の事実があるときを除き、法第 80 条の規定の適用を受けることができませんので御注意ください。															
「災害により生じた損失の額の計算」の各欄	「災害の種類」	震災、風水害、火災等の災害の種類を記載します。災害の呼称が定められているものは、その災害の呼称を記載します。																
	「災害のやんだ日」	災害が引き続き発生するおそれなくなり、災害復旧に着手できる状態になった日を記載します。																
	「災害により生じた損失の額」の各欄共通	棚卸資産と固定資産（固定資産に準ずる繰延資産を含みます。）とに区分して記載します。 なお、その明細を次の表により別紙に記載して添付してください。 災害損失のあった資産の種類別の明細書 <table><tr><th rowspan="2">資産の種類</th><th rowspan="2">災害前の帳簿価額</th><th colspan="4">災害により生じた損失の額</th></tr><tr><th>滅失等による損失</th><th>原状回復の費用</th><th>被害拡大等防止の費用</th><th>計</th></tr><tr><td></td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr></table>	資産の種類	災害前の帳簿価額	災害により生じた損失の額				滅失等による損失	原状回復の費用	被害拡大等防止の費用	計		円	円	円	円	円
資産の種類	災害前の帳簿価額	災害により生じた損失の額																
		滅失等による損失	原状回復の費用	被害拡大等防止の費用	計													
	円	円	円	円	円													

3 根拠条文

法 57、57 の 2、58、80、平成 23 年 12 月改正前の法 57、57 の 2、58、令 114 ～ 116、措置法 66 の 13